

## 令和6年度 幼稚部・高等部入学志願者募集要項

高知県立高知ろう学校

### 1 募集の対象

聴覚障害のため教育上配慮を必要とする幼児又は生徒であって、障害の程度としては、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を理解することが不可能又は著しく困難な程度の者。

### 2 出願資格 聴覚障害のある者で、次の事項に該当する者とする。

- (1) 幼稚部  
平成30年4月2日から令和3年4月1日に生まれた者。
- (2) 高等部
  - ア 令和6年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者
  - イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者
  - ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 高等部専攻科
  - ア 令和6年3月に特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業する見込みの者
  - イ 特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業した者

### 3 学部、学科、定員等

学 部 等			学 年	定 員
幼 稚 部			3歳児～5歳児	3名程度
高等部	普通科	I型（総合系、文系、理系）	第1学年	8名程度
		II型 ※）	第1学年	
	産業技術科	I型	第1学年	8名程度
高等部専攻科	産業技術科（製造、OAビジネス）		第1学年	8名程度

※）II型：重複障害のある生徒の教育課程

### 4 入学区域 県内全域

### 5 出願手続

- (1) 出願期間  
令和6年1月16日（火）から1月24日（水）午後5時まで  
但し、1月24日付消印の速達便まで有効とする。
- (2) 出願方法  
志願者は、学校所定の入学願書に關係書類を添えて、出願期間内に高知ろう学校長に提出してください（郵送可）。  
なお、中学校、義務教育学校、特別支援学校の中学部・高等部又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出してください。
- (3) 提出先 高知県立高知ろう学校長  
〒780-0972 高知市中万々78番地  
電話：088（823）1640 FAX：088（823）1752
- (4) 出願制限 高等部は第2志望まで記入すること  
高等部の学科、型及び系の詳細については、「令和6年度高等部案内」を参照してください。

- ア 第1志望 高等部については普通科、産業技術科のいずれかより選択すること。  
普通科の1型を希望する場合は、総合系、文系、理系より1系を選択すること。
  - イ 第2志望 第1志望と同じ学科又は第1志望以外の学科に出願することができます。  
但し、第1志望で普通科Ⅰ型文系又は理系を選択した者が、第2志望で普通科を選択する場合は、総合系に出願してください。
- (5) 必要書類 最寄りの市町村教育委員会又は高知ろう学校で受け取ってください。  
なお、高知ろう学校ホームページからもダウンロードできます。
- ア 幼稚部・・・幼稚部入学願書、受検票
  - イ 高等部・・・高等部入学願書、受検票、入学志願者調査書
  - ウ 高等部専攻科・・・高等部専攻科入学願書、受検票、成績証明書、卒業（見込）証明書
- (6) 県外からの出願 あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て出願してください。

## 6 選考検査

- (1) 選考検査日 令和6年2月9日（金）
- (2) 選考検査場所 高知県立高知ろう学校
- (3) 選考検査内容
  - ア 幼稚部・・・志願者の行動観察及び保護者面接
  - イ 高等部Ⅰ型・・・国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の学力検査及び面接
  - ウ 高等部Ⅱ型・・・志願者の諸検査及び面接
  - エ 高等部専攻科・・・国語、数学の学力検査及び面接
- (4) 追検査  
検査当日、インフルエンザ等やむをえない理由で欠席した場合、追検査をもって検査に代えることができます。  
追検査を希望する者は、2月9日（金）検査開始時刻までに、中学校長等を経由して高知ろう学校長に申し出、中学校長等は速やかに別紙「追検査希望届」を高知ろう学校長に提出して承認を得てください。  
追検査の実施期日、手続きについては、高知ろう学校長より連絡します。

## 7 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度は学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行います。

## 8 合格者の発表 令和6年3月4日（月）午前9時

高知県立高知ろう学校において受検番号で校内に掲示するとともに、幼稚部合格者については保護者あて、高等部合格者については関係中学校長あて、高等部専攻科については、本人あてに通知します。（電話での問い合わせには応じかねます。）

## 9 出願期間外の取扱い

- (1) 幼稚部  
随時出願することができます。
- (2) 高等部、高等部専攻科  
特別な理由がある場合、令和6年3月4日（月）から3月15日（金）までに出願することができます。但し、当該学年における同一学科及び7により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願はできません。
- (3) 合格者の決定  
合格者の発表は令和6年3月4日（月）以降に学校長が随時行います。

## 10 教育相談の実施

高知県立高知ろう学校に出願しようとする者は、出願期間前に高知県立高知ろう学校の教育相談を受けてください。